

○大隅肝属広域事務組合議会招集規則

平成21年4月1日

大隅肝属広域事務組合規則第2号

肝属地区一般廃棄物処理組合議会招集規則（平成12年肝属地区一般廃棄物処理組合規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、大隅肝属広域事務組合議会の招集について必要な事項を定めるものとする。

（招集時期）

第2条 大隅肝属広域事務組合議会の定例会は、毎年3月と12月に招集する。ただし、都合によりこれを変更することができる。

2 前項ただし書の規定により招集を変更するときは、管理者が、その旨を告示するとともに、これを議長に通知するものとする。

（招集手続）

第3条 議会を招集するときは、招集の日時及び場所を大隅肝属広域事務組合公告式規則（平成21年大隅肝属広域事務組合規則第1号）の定めるところにより告示する。ただし、臨時会にあっては、その付議すべき事件も併せて告示する。

2 前項の規定により議会の招集につき告示したときは、管理者は、直ちにその写しを議員に送付する。

（議会の呼称）

第4条 議会は、平成何年何月大隅肝属広域事務組合議会定例会又は平成何年何月大隅肝属広域事務組合議会臨時会と呼称する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。